

# 医政メモ Q&A

## 平成18年度診療報酬改定と医療制度改革について

Q：平成18年4月1日からの主な変更点は？

A：昨年末の予算編成過程で決定されたマイナス3.16%（本体-1.36%、薬価・材料価格-1.80%）もの大幅引き下げとされた改定率をもとに、中医協答申では現行の診療報酬の切り下げと、新たな評価基準が設けられた。

診療報酬の具体的な変更点の主なものは。

1) 初再診の見直し

初診料	病院	255点	}	270点
	診療所	274点		
再診料	病院	58点	→	57点
	診療所	73点	→	71点
継続管理加算		5点	→	廃止
外来診療料		72点	→	70点

その他、初診料に係る紹介患者加算も廃止

2) 在宅療養支援診療所の新設と老人在宅総合診療料から在宅時医学総合管理料への再編。

3) DPCによる支払対象病院の拡大。

DPCにおける調整係数の見直し（収入が-3.16%となるように設定）。

4) リハビリテーションの疾患別体系への見直し。

4つの疾患別リハビリテーション料を新設（算定日数上限も）。

5) 有床診療所における入院医療の評価の見直し。

看護職員配置区分の変更と入院期間14日以内の評価引き上げと15日以降の引き下げ。

6) コンタクトレンズに係る診療評価の再編。

7) 後発医薬品の使用促進のため処方箋様式の変更。

8) 「医療費の内容のわかる領収書」発行の義務化。

務化。

9) 小児医療および小児救急医療に係る評価の充実。

10) 産科医療に係る評価の充実。

11) 麻酔に係る評価の充実。

12) 人員配置基準の見直し。

等などであるが、非常に多岐にわたっており詳しくはお手元の資料等をご確認いただきたい。

Q：なぜこのように大幅の診療報酬引き下げが医療関係者の十分な論議もなく決められたのか？

A：かつては2年ごとの診療報酬の改定率も含めた審議は厚労省の中央社会保険医療協議会（中医協）で行われていた。しかし昨年の中医協改革で大幅な中医協の権限の縮小が行われ、改定率に関しては国家予算に係る事項として内閣での決定事項とされてしまい、中医協での医療の専門家による十分な検討のないままに、予算の一部として内閣からのトップダウンの形で決定がなされたからである。さらに平成19年3月から中医協における医療者側の代表である診療側委員の数が8名から7名に減らされ十分に医療者側の意見を反映できなくなりさらに弱体化してしまう事が心配される。

中医協改革については札医通信457号および442号の医政メモQ&Aをご参照いただきたい。

Q：日本医師会の対応は？

A：植松日本医師会会長は3%以上の診療報酬の引き上げを主張してきたが、政府・厚労省に理解が得られず十分な成果をみることなく今回の改定となった。次回の日医会長選で評価が問われることになるだろう。

Q：医療法改正についてはどのような内容か？

A：現在、厚労省が第164回通常国会に提出中である第5次医療法等改正法案の主な内容は以下のとおりである。

- 1) 医療情報提供の推進。
- 2) 医療機能の分化・連携の推進。
- 3) 地域における医師確保の推進。
- 4) 社会医療法人の位置づけ。
- 5) 行政処分のあり方の見直し。

医療法人に関する事項では医療法人が行える業務として、有料老人ホームの設置等が追加されている。また社会医療法人については「救急医療等確保事業に係る業務を行っていること等の要件に該当するものとし、都道府県の認定を受けたもの」と位置づけられている。さらに社会医療法人は、社会医療法人債の発行・募集等ができるとし、その具体的内容についても記載がある。

懸念されていた医療費の伸び率を国内総生産（GDP）の伸び率に連動させて抑制する「総額管理」と医療費の一部を保険から外し、自己負担分に加えてさらに一定額を徴収する「保険免責制」は今回盛り込まれていないが、経済財政諮問会議をはじめとする財政当局は今後も強く主張していくだろう。

Q：医療法改正についての日本医師会の対応は？

A：「国民皆保険制度を守る国民運動」として昨年末に約一カ月にわたり署名運動等を展開し、おもに老人医療の自己負担増反対などをテーマに訴え1,700万人を超える署名が集まったが国会への「陳情」とどまり、憲政史上最も多い署名数とされるこれら多くの国民の声を十分に有効に活用できなかった。また運動開始時期がタイミングとして遅すぎたこともあるだろう。04'年に混合診療に反対して行われた署名活動が600万人の署名を集め、武見敬三参議院議員らの働きにより衆参厚生労働委員会での与野党一致による採択を得て衆参両院本会議での「請願」という形でこれを有効に政策決定に反映したことと比べると日医執行部の不手際といわざるを得ない。

2月15日の日医主催の医療制度改革についての勉強会では「社会保障に関わる議論を行う社会保障審議会が9月中旬から開催されず、勝手に法案が作成され国会に提出されるのは、重大な瑕疵がある」と桜井副会長が述べている。

(政策部担当理事 山本 秀樹)